

国立大学法人福井大学契約監視委員会（第6回）審議概要

開催日及び場所	平成30年9月26日（水）14時00分～15時20分 福井大学本部棟2階第一・第二会議室（文京キャンパス）		
出席委員 （敬称略）	<p>○委員長 牧野 浩一（国立大学法人福井大学 監事）</p> <p>○委員 山川 均（弁護士・公認会計士） 福島 一政（国立大学法人福井大学 監事） 一居 利博（国立大学法人福井大学 総務・財務担当理事） 山内 出（国立大学法人福井大学 監査室長）</p>		
審議対象期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日		
個別審査案件	13件	<p>○議事</p> <p>(1) 前回議事要旨の確認について</p> <p>(2) 平成29年度下半期の契約に係る審査</p> <p>(3) その他</p>	
内訳	一般競争入札方式		10件
	指名競争入札方式		0件
	随意契約方式		3件
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり		
委員会による意見の内容	審議の過程で指摘した書類上の不備については、適切に対応をお願いすることとし、全体としては特に問題なく処理されている。		

平成29年度下半期の契約に係る審査に先立ち、第5回契約監視委員会において意見のあったことについて担当課から、随意契約の公表に関する取扱い要領に関し、要項に改正済みであること、随意契約の公表時期については、72日以内の公表を徹底していること、並びに250万円以上の工事契約に関する一般競争の規定化に関し、4月16日付け関係規程を改正し同日付け施行されている旨の報告があった。

続いて、抽出した契約について、契約担当役等から説明があった後、以下のとおり質疑応答が行われた。

【抽出案件】

- ① 透過型電子顕微鏡用デジタルカメラ（中古品可）【一般競争入札】
- ② クライアント用ウイルス対策ソフトウェア【一般競争入札】
- ③ 仮想サーバ用ウイルス対策ソフトウェア【一般競争入札】
- ④ 福井大学教育学部附属義務教育学校及び
附属特別支援学校給食調理等業務【一般競争入札】
- ⑤ 福井大学（二の宮）教育学部附属義務教育学校中央棟新営
（建築・設備）設計業務【一般競争入札】
- ⑥ ベッドサイドモニタ【一般競争入札】
- ⑦ 福井大学医学部附属病院患者総合支援センター窓口業務【一般競争入札】
- ⑧ CO2 レーザー装置【一般競争入札】
- ⑨ 総合情報基盤センター情報システムのリース【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑩ 事務局情報システム運用支援業務【随意契約】
- ⑪ 福井大学医学部附属病院～大野・勝山市内間 予約制乗合タクシー請負【随意契約】
- ⑫ 福井大学（松岡）基幹・環境整備（給水等）工事【一般競争入札】
- ⑬ 福井大学（松岡）基幹・環境整備（給水等）工事【設計変更】【随意契約】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ ①について、中古品可とのことであるが、新品でも中古品でもどちらでも応札して良いということか。 ・ ライフサイエンス支援センターからの要求時点において、新品でも中古品でもどちらでも良いという内容だったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおりである。 ・ そのとおりである。 ・ 教員が各業者よりデモ機の提供を受けているが、デモ機においても相当の解析が可能であること、当該デモ機が中古でも販売が可能であることを受け、予算の制約もあるため、中古品可という仕様内

<ul style="list-style-type: none"> • 予定価格算出内訳において、技術審査を行った旨の記載があるが、中古品であるため、どのような技術審査及び納品後の検収を行ったのか。 • 予定価格算出内訳に記載されている、中古品の定価は何に基づいた定価なのか。 • その場合、販売会社が証明した定価の妥当性はどのように判断されたのか。 • 残存価格を基に算出した額については、ソフトウェアの定価 130 万円がそのまま合計されているのはなぜか。また、当該ソフトウェアの新品価格はいくらか。 • 3. 参考見積書の徴取により算出した額の業者名欄に、西華デジタルイメージング株式会社と記載されているが、西華デジタルイメージ株式会社の誤記で間違いないか。 • ②及び③について、契約日はいずれの契約日も 3 月 22 日、納入期限についても 3 月 30 日であり、契約業者も同一であるが、分けて入札を行った理由は何か。 	<p>容となっている。また、新品での応札があった場合に、新品であってもより安く納入される可能性があるため、新品でも中古品でもどちらでも良いという仕様となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 技術審査については、本学の仕様を満たしているかについて、メーカーより提出のあった性能証明書を基に実施した。また、検収の際は、要求部署の教員立会いのもとで動作の確認等を実施している。 • 販売会社が証明した中古品としての評価額である。 • 減価償却法に基づく評価を行い、設定された定価が適正かどうかの目安にしている。 • 新品のソフトウェアが 130 万円である。今回の調達に関し、ソフトウェアについては、最新のものを用意することとなっていたため、本体については残存価額を、ソフトウェアについては定価を合計した額に対して値引き率を乗じ予定価格を算出した。 • 誤記である。 • 昨年の 11 月頃より、要求部署の教員に対し、仕様書案の作成を依頼していたものの、教員の業務多忙により仕様書の策定が遅れ、年度末での調達となった。2 契約に分かれている理由としては、③については、本学が定める仕様書におい
--	---

<ul style="list-style-type: none"> • 一般的に年度末の入札であり,かつ納入期限が 1 週間程度しかない契約については,今後十分な期間を設ける等留意いただきたい。 • 予定価格算出内訳において,初期システムチェック費,年間サポート費について,②では購入予定物品欄に記載のチェック費 15 万円,サポート費 60 万円の計 75 万円を参考見積額として同額を採用しているに対し③においては購入予定物品欄の計 70 万円と記載のあるのに採用した参考見積額が 20 万円になっているがなぜか。 • 予定価格算出内訳においても,誤解の生じないように,その旨が分かるように記載願いたい。 • ④について,予定価調書において,基準金額の表記がされているが,調書によっては基準価格と表記されている場合もあり,どちらが条文に即しているのか。 • 発注工事請負等契約要項第 13 条第 3 号において,役務その他の請負契約については,予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費とあるが,予定価 	<p>て「日本医療情報学会が認定した医療情報技術師の資格保持者を有していること」という附帯条件があったことから,分けることにより広く競争参加を求める観点から個別の契約として取り扱った。実際には②については,入札説明書の配布数は 3 者であったが,一方,③については,入札説明書の配布数は 2 者のみであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ③においては,業者参考見積上において特別出精値引きがあったためである。 • 次回以降,記載する。 • 本契約の予定価格調書は,前回の契約監視委員会以前に作成されたものであるため,基準金額との記載であるが,前回委員会での指摘以降においては,表記を基準価格に統一している。 • 直接物品費については算出することが困難であるため,予定価格算出内訳に記載されている通り,建設保全業務積算基準及び要領に基づき,直接物品費につい
---	--

<p>格算出内訳においては、物品費の算出が直接人件費の4%となっており、概算で算出しているということか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回不落であったということだが、次期には落札はされているのか。 ・ 以前においては、複数年契約を行っていたと思われるが、今回単年度契約とした理由を説明願いたい。 ・ ⑤について、入札結果において基準価格以上欄にバツの記載がある業者が落札者になっているがこれはどういうことか。 ・ 最低基準価格の算出について、算出内訳をみると直接人件費のみが計上されているが、直接物品費を積算しなくても良いのか。 ・ これほど安く入札がなされた理由は何故か。 ・ 入札の一覧を確認すると、各社が入札した金額の乖離が相当に大きいが如何か。 	<p>ては直接人件費の4%、業務管理費については6%にて算出を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月については3者見積合わせのうえ、最も安価な業者と1か月間の随意契約を締結しており、5月1日から翌年3月31日までについては、再度公告入札を実施し4月20日付けで契約を締結している。 ・ 複数年契約及び単年度契約の見積もりをそれぞれ徴取したところ、労務費の高騰等から複数年契約の方が割高であったためである。 ・ 入札結果に表示されている基準価格と最低基準価格は同一のものであるが、最低基準価格以下での入札であったため、直ちに落札者とはせず、一旦保留し、調査を実施のうえ正常な履行がなされると判断されることを確認した後に、落札者として決定したものである。 ・ 設計業務の予定価格の算出にあたっては、物品費の積算は諸経費に含まれている。設計業務については、業務であるため、その多くが人件費によって構成されているためである。 ・ 低入札調査において、当該事業者から入札事情説明書を徴収し、当該価格にて入札を行った理由を確認している。これによれば、諸経費分について相当程度安価な価格にて入札を行っており、利益分を減らして入札されたと解釈される。 ・ 当該設計業務については、CLT パネルと呼ばれる話題の素材を使用した設計
---	---

<ul style="list-style-type: none"> • 当該契約は割賦販売契約書となっており、金利を含めた契約になっているが、入札において金利分が実質値引きに相当するのではないか。 • 当該契約について、入札の公告等を行う際、割賦で行う旨を予め周知していたか。 • ⑦について、予定価格算出内訳の基準価格の算出について、一般管理費により算出されていると思われるが、人件費等については考慮しなくても良いのか。 • 当該契約書は月額の記事があり、一種の割賦とも取れるが如何か。 • 予定価格算出内訳において、業務単価が平成28年度賃金構造基本統計調査を基礎としているが、入札を平成29年度版が発行される3月に実施することは可能か。 • ⑨について、仕様書に対する意見招請7者、入札説明書も9者に配布しているのに対し、結果的に1者しか応札してきていない。仕様の策定においては、適切に実施されているとは思いますが、メーカーを特定するような仕様にならないよう、留意願いたい。 • 価格点と技術点の記事があるが、積算根 	<p>業務であり、聞き取り調査によれば、業者においては実績獲得のため、戦略的に安価な価格での入札がなされたものである。また、多くの業者による入札がなされたのもこのためである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入札の際には、利息分を含めて入札することになっている。 • 入札説明書において、明示している。 • 積算資料に基づき算出した業務単価に対し、一般管理費分を除き算出しているが、当該業務単価には、人件費のほか一般管理費が含まれているためである。 • 当該契約は総価にて入札を行っており、契約書において支払総額及び支払月額を記載しているものである。 • 万が一不落になった場合、再度業者の選定等を実施する時間の余裕が無くなるため、早い時期に開札し業者を決定したものである。 • 総合評価落札方式であるため、技術点、
---	---

<p>扱は別にあるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格は月額になっているが、総価でなくとも良いのか。契約期間の定めについてはどうか。 ・ ⑩について、事務局情報システムとは、具体的に何のシステムのことを指すのか。 ・ 予定価格が500万円未満とあるかどうかについて、どの時点において判断しているのか。 ・ 本契約は月額であり、実質的に割賦契約と受け止められる。12か月での分割支払いであるため、金利を考慮すると、実質的に本体価格はもっと安価であると思われる。本体価格が500万円を下回ってれば、随意契約を行って良いと思われる。 ・ ⑪について、随意契約締結理由には、中部運輸局福井運輸支局に確認したとの記載があるが、どのように確認を行ったのか。 ・ 確認を行った日時や相手氏名等を記載いただく方が、より良いと思われる。 ・ 利用者負担分について、どのように決定されているのか。 	<p>基礎点からなる配点表を別途作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書において、月額での入札金額を入札書に記載するよう示している、また、契約期間については60か月であることを、入札公告等において明示してある。 ・ 事務サーバ、eOffice等のことであり、サポートを実施する業務である。 ・ 発注依頼部局から提出される参考見積又は契約部署において取扱業者に参考見積を徴取し判断している。 ・ 電話で確認を行っている。 ・ 今後改善する。 ・ 利用者負担分については、中部運輸局の届出制になっており、前身の会社である高志観光において届け出が行われ、その後、永平寺観光においても、改定の届出はなされていないため、現時点において同額を記載しているものである。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> • ⑫について、工事の場合、物件と同様に業者への声掛けを行っているのか。 • 技術者不足のため、1者での応札となった理由を記載いただいているが、どういうことか。 • 基準価格以下であったため、適正な履行がなされるか否かについて、どのように判断がなされたのか。契約審査委員会等に諮るもしくは、事務的に判断を行ったということか。 • 基準価格の設定について、発注工事請負等契約要項13条第1号に定める予定価格の範囲について再度説明いただきたい。 • ⑬について、本契約は、追加工事を随意契約にて締結したということか。 • 随意契約の要件は満たしているものの、当然満たすものであり、変更の必要性については相当程度慎重に行うべきである。対外的に実質的な設計の変更と受け取られないよう、説明ができるようにすべきである。 • 当該工事は概算要求事項と思われるが 	<ul style="list-style-type: none"> • 声掛けは行っていない、公告、文部科学省のHP、業界新聞等により周知が行われており、競争入札参加資格者については、工種によって該当工事の情報を得ることができる仕組みになっている。 • 工事の場合、年度当初の開札であれば、多くの応札を見込めるものの、お盆を過ぎる頃より各業者は、他の工事に携わることとなるため、技術者不足が発生するものである。 • 入札金額内訳書を分析した際、一般的に直接工事費について、大幅な値引きがなされている場合は、適切な履行がなされない恐れがあると判断される。今回については、直接工事費が本学積算価格に対し84%の価格であった。直接工事費への割り込み金額が多くなく、労務費が安価になった理由書についても徴取しており、それらを総合的に勘案し、適切な履行がなされると判断したものである。 • 予定価格の3分の2から10分の8.5である。当該契約後の平成30年6月22日付けで規程が改正されており、現在は10分の7から10分の9となっている。 • 履行中の契約について、随意契約によって変更契約を行ったものである。 • 概算要求事項である。
--	--

如何か。

- ・ 当初より 36 年経過した古い既設配管があることは、概算要求時において分かっていることであり、その際にそれらを含めて要求を行わなかった理由は何か。

- ・ 概算要求上においては、全体を 3 期に分けて計画しており、本工事は第 1 期目にあたる。順次工事を実施していく予定であったが、次期に要求を予定していた箇所について、蒸気漏れや老朽化等で支障がでていた。2 期工事分について前倒して実施することを文部科学省より了解を頂いたため、今回の変更契約に至ったものである。